

公益財団法人三重スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会 基本規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人三重県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条の規定に基づいて設置された総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会（以下「本協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2 本協議会は、SCみえネットワーク（以下「SCみえ」という。）と称す。

3 SCみえは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。

第2条（基本理念及び目的）

SCみえは、三重県内で活動する総合型地域スポーツクラブ（創設準備中含む）（以下「総合型クラブ」という。）の円滑な運営及び活動の定着と発展を促進するため、情報交換や交流の活性化を図り、もって生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条（組織構成）

SCみえは、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

2 SCみえは、正会員及び準会員により構成するものとする。

（1）正会員は、SCみえが定める正会員の登録基準を満たしたクラブとする。

（2）準会員は、SCみえが定める準会員の登録基準を満たし、将来的に正会員を目標とするクラブとする。

第2章 事業

第4条（事業）

SCみえは、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）総合型クラブの情報交換・交流活動
- （2）総合型クラブへの活動支援
- （3）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- （4）総合型クラブ育成に関する調査研究
- （5）総合型地域スポーツクラブ全国協議会との連携
- （6）みえ広域スポーツセンターとの連携
- （7）その他目的達成に必要な事業

第3章 入会

第5条（入会）

SCみえへの入会区分は、下記のとおりとし、入会方法等は第6条の入会登録で定める。

（1）正会員

全国協議会が定める登録・認証制度に基づき、SCみえに入会し、全国協議会への登録を行う総合型クラブとする。

（2）準会員

全国協議会への登録を行わず、SCみえに入会する総合型クラブとする。

第6条（登録）

入会登録に関しては、別に定める。

第7条（加入費）

ＳＣみえに入会する総合型クラブの加入費は、次のとおりとする。

- 1 正会員 10,000円
- 2 準会員 5,000円

第4章 役員

第8条（種類及び定数）

ＳＣみえに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 代表委員 5名以上10名以内
- (4) 委員 ＳＣみえに加入する全総合型クラブから各1名

第9条（委員の選出）

委員は、第5条に基づきＳＣみえに入会した総合型クラブ（以下「入会クラブ」という。）から1名を選出する。

第10条（会長の委嘱及び職務）

会長は、正会員から選出された各委員の互選により候補者を選定し、本協議会総会（以下「総会」という。）で決定のうえ本会理事会へ報告し、本会理事長が委嘱する。

- 2 会長は、ＳＣみえを代表し、業務を統括する。

第11条（副会長の委嘱及び職務）

副会長は、正会員から選出された各委員の互選により候補者を選定し、総会で決定のうえ本会理事会へ報告し、本会理事長が委嘱する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第12条（代表委員の委嘱）

代表委員は、総会において、第9条により選出された委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、会長が委嘱する。

- 2 前項のほか、会長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、3名以内の代表委員を委嘱することができる。

第13条（任期）

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第14条（解任）

代表委員及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- （１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第5章 総会

第15条（構成）

総会は、第8条に定める役員をもって構成する。

第16条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- （１）会長及び副会長の決定
- （２）代表委員の選出及び解任
- （３）委員の解任
- （４）事業計画、予算、事業報告、決算、その他本協議会の活動に関する重要事項で会長の付議した事項
- （５）その他、ＳＣみえの諸規程において総会による決議が必要とされた事項

第17条（開催）

総会は、毎年１回以上開催する。

第18条（招集）

総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

- ２ 前項のほか第21条に定める役員会が必要と認めたとき、又は委員の３分の１以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は２週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第19条（出席）

総会は、構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

- ２ 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第20条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

- ２ 前項の規定にかかわらず、役員及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。
- ３ 総会の決議を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章 役員会

第21条（構成）

役員会は、第8条に定める会長、副会長及び代表委員をもって構成する。

第22条（権限）

役員会は、次の職務を行う。

- （1）SCみえの業務執行の決定
- （2）代表委員の職務執行の監督

第23条（開催）

役員会は、年1回以上開催する。

第24条（招集）

役員会は、会長が招集し、その議長となる。

第25条（出席）

役員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 構成員が役員会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は役員会に出席したものとみなす。
- 3 役員会の決議を要する事項については、議案に対する役員会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第26条（決議）

役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

第7章 専門部会

第27条（設置）

SCみえは、役員会の決議を経て専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い役員会に意見を具申する。

第28条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

- 2 専門部会の部会長及び部会員は、SCみえの事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、役員会の承認を経て会長が委嘱する。

第29条（任期）

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。

第30条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第31条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、役員会が別に定める。

第8章 会計

第32条（会計）

ＳＣみえの予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第9章 事務局

第33条（事務局）

ＳＣみえに関する事務は、本会事務局において処理する。

第34条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

第10章 改定

第35条（改定）

本規程は、役員会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を受けて変更し、本会理事会へ報告を行うことで改定することができる。

附則

- 1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行と同時に、ＳＣみえネットワーク規約は廃止する。ただし、規約第8条の役員については、本規程による役員が決定されるまで、これを適用する。

附則

- 1 本規程は、令和7年5月30日から施行する。